

# 事業者の行動チェックリスト

柱2 循環型社会の構築		
<b>リデュース</b>		確認欄
1	ペーパーレス化を推進する。	
2	両面印刷や縮小印刷、裏紙利用などにより紙の使用量を削減する。	
3	小売店などでは、梱包材、容器包装等の減量化に努める。	
4	飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、食品ロスの削減に努める。	
5	建設工事における廃棄物の発生をできる限り抑える。	
<b>リユース・リサイクル</b>		
1	商品の購入に際して、購入者が適正な包装、容器等を選択できるようにする。	
2	製品、容器等の再利用の方法について情報提供し、再利用を促進する。	
3	使用後の包装、容器等の回収策を講じて、その包装、容器等の再利用の促進を図る。	
4	製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が再利用できるかどうか自ら評価して、再利用の容易な製品、容器等を開発する。	
5	製品の設計から生産、使用、廃棄及び再利用までのライフサイクル全体を通じて環境に配慮した製品の製造、販売に努める。	
6	水の使い方の工夫や節水機器の導入により、使用量を減らす。	
7	雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。	
8	トイレ洗浄水などに雨水や中水などの利活用を検討する。	
<b>ごみの適正処理</b>		
1	廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。	
2	小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、区指定の集積所に排出する。	
3	廃棄物の保管場所を設置した上で、分別を徹底し、3Rを実践する。	
4	廃棄物を処理業者（許可業者等）へ委託する場合は、処理責任を明確にするために処理料金等が記載された契約を結ぶ。また、廃棄物の発生から最終処分までの一連の工程が適正に行われるかなどの確認を行う。	

